

税務課だより

お知らせ

町・県民税の 前納報奨金制度の 廃止のお知らせ

平成23年度から町・県民
税の前納報奨金制度が
廃止となります

平成22年12月町議会において、『いの町税条例』が改正され、町民税（普通徴収分）について、年税額を一括して第一期の納期限内に納付された場合に交付させていただいておりました『前納報奨金』は、平成23年度から廃止となりました。

この制度は、納税意識の高揚や税収の早期確保などを目的に創設されたものですが、町民税を給与又は年金から天引きされている特別徴収納税義務者には適用されないなどの不公平感が生じていました。また、厳しい財政状況の中で、行財政改革の一環として検討を重ねた結果、廃止することとなりました。この制度を利用され早期納税に努めていただいた皆さまには、心からお礼申し上げますとともに、制度廃止へのご理解をい

ただき、今後も納期内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

前納報奨金は交付されませんが、平成23年度以降も今までどおり納付書又は口座振替により一括納付ができますので、ご利用ください。

なお、前納で口座振替をされている方で、全納あるいは期別に変更を希望される方は、4月28日までに各金融機関で手続きをしてください。

前納（6月15日）で登録されている方で、期日までに手続きをされていない場合は、全納（一括）にて振替させていただきます。

※固定資産税につきましては、変更はありません。

お問い合わせ
税務課
☎ 893-1118

お知らせ 軽自動車 の 廃車手続きは 4月1日までに

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されます。

乗らなくなった軽自動車は廃車手続きを、譲渡した場合名義変更の手続きを行ってください。

《申告先》

・軽四輪自動車及び排気量が126～250ccの軽二輪は、高知県軽自動車協会

☎ 842-4311
・排気量が251cc以上の小型二輪は高知運輸支局

☎ 050-5540-2077
・原動機付自転車及び小型特殊自動車は、税務課・各総合支所住民課窓口
税務課
☎ 893-1118

吾北総合支所住民課
☎ 867-2300

本川総合支所住民課
☎ 869-2112

お知らせ 多重債務で お悩みの方に

四国財務局では、借金を抱え悩んでいらっしゃる方のための「相談窓口」があります。多重債務問題は必ず解決する問題です。悩まずに相談してください。

必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家に引き継ぎも行っていきます。相談方法

まずお電話ください。相談費用は必要ありません。

連絡先

☎ 087-831-2155
(直通)

☎ 087-862-8780
高松市中野町26番1号

四国財務局 財務広報相談
官 多重債務相談員

受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）
9時～12時、13時～17時

国民年金だより

国民年金保険料の 追納制度を ご存じですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成23年3月分は33年3月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納についての詳しいことは、年金事務所までお問い合わせください。

高知西年金事務所
☎ 875-1717

総合支所の住民課と
ほけん福祉課が統合されます
4月から「住民福祉課」になります。

吾北総合支所と本川総合支所の住民課とほけん福祉課が統合され、4月から新たに各総合支所の「住民福祉課」と名称が改められます。

なお、業務については、それぞれの課のものを引き継ぎます。